**○○自主防災組織規約（例）**

下記の規約は、一例です。

自主防災組織の規模や活動内容によって変更してください。

**（名称）**

第１条　この組織は、○○自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

**（目的）**

第２条　本組織は、大規模自然災害等の発生時に、自助及び共助により、地区内の住民の助け合いの精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

**（事業）**

第３条　本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及に関すること。

（２）火災、地震及び水害等に関する災害予防に関すること。

（３）地震及び水害等の発生時における情報伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

（４）防災訓練の実施に関すること。

（５）その他、本会の目的を達成するため必要事項

**（会員）**

第４条　本組織は○○地区にある世帯をもって構成する。

**（役員）**

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）会長（総括）

（２）副会長（補佐）

（３）情報班長（情報の収集・伝達）

（４）消火班長（消火栓・消火器による消火）

（５）救出救護班長（要救助者の救出、負傷者の救護）

（６）避難誘導班長（住民の安否確認、要支援者の避難誘導）

（７）給水給食班長（給食及び給水の活動）

２　役員は、総会の承認を得るものとする。

３　役員の任期は、○年とし、再任は妨げない。

**（役員の任務）**

第６条　会長は本組織を代表し、会務を総括し、災害の発生時における応急活動の　　　　　指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

**（会議）**

第７条　本組織に、総会及び役員会を置く。

**（総会）**

第８条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年1回開催する。ただし、総会が開催できない場合は役員会にかえることができる。

３　総会は、会長が招集できる。また、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

４　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること

（２）防災計画に関すること。

（３）事業計画に関すること。

（４）会計に関すること。

（５）その他、必要とする事項。

５　総会は、一部の審議事項を役員会議に委任することができる。

**（防災計画）**

第９条　本組織は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成　する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

（１）地震及び水害の発生時における防災組織の編成、及び任務分担に関すること。

（２）防災知識の普及に関すること。

（３）防災訓練に関すること。

（４）地震及び水害の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。

（５）その他必要事項。

　この規約は、令和　　年　　月　　日から実施する。